

湖西市指令環廃第1号

一般廃棄物処理業許可証

住所 静岡県湖西市坊瀬255番地の2

氏名 浜名環保株式会社 代表取締役 鈴木 亘 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業 範囲	事業内容	一般廃棄物の収集運搬
	一般廃棄物の種類	事業系ごみ、家庭系ごみ 浄化槽清掃に係る廃棄物、仮設トイレのし尿
事業所の所在地及び名称		静岡県湖西市坊瀬255番地の2 浜名環保株式会社
営業区域		① 事業系ごみ及び家庭系ごみについては、湖西市内全域とする。 ② 浄化槽清掃に係る廃棄物及び仮設トイレのし尿については、平成22年3月22日時点の湖西市行政区域の内、次のとおりとする。 湖西市鷺津地内第1号横須賀都市下水路とJR東海道線との交点を基準とし、さらに東海道線を西に都市計画道路松山茶屋松線との交点、さらに松山茶屋松線を南下し湖西市新居町行政界との交点、さらに行政界を東へ湖西市鷺津2813番地との交点より鷺津2811番地との境界線を西に進み市道谷上3号線へ結ぶ。(鷺津2812番地、鷺津2813番地を含む)、さらにこの交点から第1号横須賀都市下水路へ結び、第1号横須賀都市下水路沿いに基準点を結び、囲んだ区域以外の区域と、前記区域内の公共施設の浄化槽、及び同区域内の101人槽以上の浄化槽(同一敷地内に複数の浄化槽がある場合は、合算した人槽)とする。
許可期間		2018年4月1日から2020年3月31日まで
条件		搬入先 ①事業系ごみ及び家庭系ごみは、市長の指示に従うこと。 ②浄化槽清掃に係る廃棄物及び仮設トイレのし尿は、湖西市衛生プラントとする。

2018年4月1日

湖西市長 影山 剛士

